

専 決 処 分 報 告 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和8年8月26日

宮代町長 新 井 康 之

専 決 処 分 書

事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 2 日

宮代町長 新 井 康 之

- 1 事故発生日時 令和 7 年 2 月 27 日（木） 午後 2 時 40 分
- 2 事故発生場所 宮代町和戸 1834
- 3 被 害 者
- 4 事故の概要 上記日時、宮代町総合運動公園内の園路を歩行していたところ、周辺樹木の根の隆起により生じたアスファルト舗装の段差につまずき、転倒し、負傷する事故が発生した。
- 5 損害賠償額 91,940 円